1. 基本的な考え方

○ 国民の皆様に不利益が生じることがないよう、平成16年以降追加給付が必要となる時期に溯って対応します。

2. 具体的な給付の考え方

- 対象者の特定や給付額の確定作業を早急に進め、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。
- 全体の期間を通じて給付額を再計算した結果、
 - ・追加給付が必要になっている方については、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。
 - ・本来額よりも多くなっていた方については、返還は求めないこととします。

3. 追加給付の対象となる可能性がある方

- 船員保険制度の職務上災害に係る障害年金や遺族年金等の給付額は、原則として、個々の被災者の被災時における標準報酬 月額に基づき算定され、補償効果が目減りすることを防ぐため、労災保険のスライド率を乗じています。
- 〇 このため、毎月勤労統計の再集計値等を用いたスライド率の再計算結果により、平成16年8月以降に船員保険制度の職務上 災害に係る障害年金や遺族年金等(※)を受給されていた方のうち、必要な方について、追加給付を行います。
 - ※ 障害年金や遺族年金のほか、職務上傷病手当金、障害手当金、遺族一時金等の給付も対象となる可能性があります。
- 〇 障害年金又は遺族年金(特別支給金を含む。)の一人当たりの追加給付額は平均約15万円と推計しています。
 - ※ なお、個々の受給者の方に対する実際の追加給付額は給付の種類などによって異なります。

4. 進め方

〇 再計算後のスライド率を活用し、個々の受給者の方の給付額の再計算を行った上で、追加給付が必要な方の特定を可及的速 やかに行います。その上で、準備が整い次第、できる限り速やかに順次追加給付を行うこととしています。

船員保険の職務上災害に係る主な給付一覧

保険給付の種類		支給事由	保険給付の内容(※)
年金給付	障害年金	職務上の事由による傷病が治癒した後も一 定の障害の状態にあるとき、または療養開 始後1年6か月経過しても治癒せず重度の 障害の状態にあるときに支給。	(昭和61年3月以前から年金を受けている方) 傷病発生時の標準報酬月額の10.4月分(1級)~4.4月分 (7級)に一定額を加算した年金
			(昭和61年4月以降に年金を受けられている方) 傷病発生時の標準報酬月額の10.4月分(1級)~4.4月分 (7級)
	遺族年金	職務上の事由により被保険者であった方が 死亡したとき、生計を維持されていた遺族 の方に支給。	遺族の子の数に応じ傷病発生時の標準報酬月額の5.5月分 ~8.2月分の年金
休業給付	職務上の傷病手当金	職務上の事由による傷病について療養のた め職務に就けない場合に支給。	1~4月目 1日につき、標準報酬日額の10割を支給 5月目以降 1日につき、標準報酬日額の6割を支給
一時金	障害手当金	職務上の事由による傷病が治癒した後も障害年金を受けることができない程度の障害が残った場合に一時金として支給。	傷病発生時の標準報酬月額の20月分(1級)~2月分(7 級)
	遺族一時金	遺族年金の対象となる遺族がいない場合に、 その他の遺族の方に支給。	傷病発生時の標準報酬月額の36月分を一時金で支給
	障害年金差額一時金	障害年金を受けていた方が死亡した場合に、 既に受けた障害年金の額が、船舶所有者が 補償すべき一定の額に満たないとき、その 差額を遺族の方に支給。	傷病発生時の標準報酬月額の48月分(1級)~25月分(7級)から既に支給を受けた障害年金の額を差し引いた額の一時金
	遺族年金差額一時金	遺族年金を受けていた方が死亡した場合に、 既に受けた遺族年金の額が、遺族一時金の 額に満たないとき、その差額をその他の遺 族の方に支給。	傷病発生時の標準報酬月額の36月分から既に支給を受けた 遺族年金の額を差し引いた額の一時金

^(※) 平成22年1月以降に発生した職務上の傷病による給付については、労災保険から支給されるため、<u>船員保険給付額が労災保険分を上回る場合に、その差分を支給する</u>こととなっています。